

(表)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 文化スポーツ部 文化推進課

番号16

許認可等の内容		特定歴史公文書等の利用請求に対する決定
根拠法令及び条項		茅ヶ崎市公文書等管理条例第16条第1項
審 査 基 準	関係条項	茅ヶ崎市公文書等管理条例第13条
	基準 (未設定の場合は その理由)	別紙のとおり
	参考事項	
	設定等年月日	令和3年4月1日設定 (年 月 日最終変更)
標準 処理 期間	標準処理期間 (未設定の場合は その理由)	利用請求があった日(請求書を受領した日)から起算して30日以内
	設定等年月日	令和3年4月1日設定 (年 月 日最終変更)

(裏)

審 査 基 準	基 準	
------------------	-----	--